

スサノヲノ、スサハ荒なり、物あしき意にて、風すさむなどい
もよめり。ノは助字にて、チは男なり。今俗に進疾男などいふ
がごとし。是天地の間に暴風物をくつがへし、霖ある時日の
早時を失はせ、生育の花實を害するにたとふ。ある時日の
神の御田の畔を毀ち、又新嘗きこしめす新宮に
屎をけがし、又神衣を織給ふ時、天班駒を剝に
して殿の蓑を穿ちて是を投
納れ給へば、日の神驚き梭
を以て身に傷く。是まての所
住の三ツを害 爲は、衣食
するに比せり。日の神甚發愠ま
して、天の窟に幽居給ふ。
故に六合の内常闇にして、
晝夜をわかたず。是彼霖旱不順
覆れしに。此におひて八十萬の
神天の安河原に集會して、
其禱るべき方便を思兼神に
計て、思兼とは、思慮分別して人
を兼るなり、俗に云ち兼者
なり。常世の長鳴鳥に長鳴せし
め、鶴なり。これは東方明ん
手力



雄の神を磐戸の側に立せ、天津兒屋根命・太玉命
は香山の眞坂樹を數百株掘しとし、上の枝は多
く瓊の統ぎたるを懸、中の枝には八咫の鏡を掛
け、下の枝には青幣、白幣を懸、又天の鈿女命茅

纏の矛を持せ、岩戸の前に
俳優し、兒屋根命は、河内平岡又
高市郡に所祭にして、共臣家の神
なり。瓊幣は其ほとりを蔽翳なり、
今も神前に飾整がごとく、結構奇麗
なる物を御馳走のためにかざるな
り。○俳優のワサは態なり、チキは
チキノリの略にて、御機嫌をとりに
頼む事なり。又チキノリは禱事なり、
今も神の前に樂、或は猿樂を行ふは
其意。又賢木を以て鬘とし、
蘿を以て手襪とし、ヒカケは蔓
庭燎を多くたき、覆槽をと
どろかして神明馮談す。ウケ
槽をうつむけたるなり。今梓巫女が
弓にて打て神をろしする具のこと
し。かんかゝりとは其槽をうつ人
神ののりうつりて、人に物いひ示す
事をいふ。一書に云弓六張をならべ、
琴とせしなどいふは、此神かゝりの
混じたるなり。又ウケとは誓ひの事にて、今俗に物をうけあふ
と云事に同じ。されば今岩戸の前にちかひをたて、世に出ます
事を禱り。此に於て天照大神、磐戸を細く開きて窺
はせけるを、手力雄其御手を奉て引出し奉れば、
中臣の神たち端出繩を曳て、復びかへり給ふ事



なかれとこひねがひ申て、素盞鳴尊の髪を抜き、
爪を抜て罪を贖ひ、かの根の國へぞ逐やりける。
根の國とは地下の事にて、物がくれてあらはれざる所をいふ。
○素盞鳴はより鏡川上に至て、手摩乳脚摩乳の女稻田ひめを娶
り、八股大蛇を退治して、草薙劍を得、つひに出雲に宮造す。
大社はなり。

○扱天神地神の年数を、書々に辨する所を見るに、天神九代か
しこれの尊まては、いづれも百億萬歳、二柱の神は二萬三千
四十歳、天照大神は二十五萬歳なり。是より天忍穗耳尊と成
て、此御年數三十萬歳、瓊々杵尊は三十一萬歳、火々出見尊
は六十三萬七千八百九十二歳、鵜茅不耳合尊は八十三萬六千
四十三歳。是より人皇の初祖神武天皇の御齡は大に劣らせた
まひて、僅に百二十七歳。
或云、此百億萬歳の數、^一をかさ
れては、まことに濱の眞砂を算ふ
るにひとしきとはいへども、もし
是を物の利を以て辨へんとする
に、是なきにしもあらず。試みに
いはば、人皇十二代景行天皇筑後
國の行宮に至り給ふ時に、儼れた
る樹あり。其高サ九百七十丈。未
儼れざるさきには朝日には杵島の
山を隠し、夕日には阿蘇の山（肥
後國の高山大サ叡山のごとし）を
覆へりと云、天皇是靈木なりとて、
此國々御木國、號給ふ。（日本紀）
是を其國人に問に、其根残りて廣
大成事今も山のごとく、尙海中へ
も入て其廻り一里計と云。既に僅
十二代の時だに、朽儼れたる古木
なれば、其樹の芽ぐみて以來、い
か程の霜星を經しぞ、勘者あらば
是を測て以て百億萬歳の實否をも
知まじきにも有ざるへし。又如此
大樹はいにしへ所々に有て、近江
の栗、河内の杵なども其類なり。

中川原
諸國の東海人
を所師より
人を師と
す
其師
の若海
の若海
の若海



或云、天照大神は大陽日の神を祭る事疑ふべく
もあらず。されば天照神を神武天皇皇統連綿の
鼻祖とせば、所謂日本太宗の宗廟と崇め申。又
兩宮を天神地祇とし、則天地の父母と合せ祀奉

にも似たり。又云。凡て神
代の事は【日本紀】神代卷を
以て證とするより外なし。
然るに事々物々に諸説紛々
として、人々の意を以て解
事悉く信ずるに足らず。今
にして百億萬歳の昔を論ず
る事、たとへば睡起て夢を
語に等し。強て意を張り、
臂を聳つは笑ふに堪たり。

西行の歌とて
何事のおはしますかはし
らねども、有がたさにぞ
涙こぼるゝ

又ばせをの句に
何の木の花ともしらずにほひかな
此意にめて、今も尙此に詣ずる遠津國の人の

神代卷
此の事
を以て
證とす
るより
外なし



心を問に、實に何事のおはしますともしらず。
千里の海山を經て來るといへども、いくほどの
寶を捧にもあらず、唯一向に難有とのみぞ答へ
ける。此を以て思ふに、親の子をおもひ、また

孝子の親に仕ふるも、雪中の筍をもとむる心には、千里のあなたなりといふとも、いかてか遠しとせんや。是人間の實心は必教るを待て知るものにあらず。所謂性善則神明の守らせ給ふ所なりけらし。尊き事利をもつて推べからず。

○手力雄 此神は、岩戸引開き給ひし強力の神也。又或説

タチカラとは田租の義なり。秋實を帝へ貢するをチカラとなんいふ。○末社の内懸税の神社と云は、疑ふらくは是歟。

○拷幡千々姫は神代卷下云、

天照大神の御子天忍穗耳尊の御妻にして、高皇産靈尊の女也。或説云拷は白木にして、其糸を以て機に織の義を以てし、千々は豊秋津といふに同じく、大豊饒の義を以て取、故に萬幡豊秋津姫とも云。されば相殿の二神は、田租又糸木の用を司り給ふ神なりと云となん。



山田
山田二神の御堂
和名おろは湯田
こまの山は
香取の山は
混とらうや
明人殿木とまり

○御鎮座の事【日本紀】一書云。日の神岩戸を開て出ます時、鏡を以て其窟に投入れしかば、戸に觸て小瑕付り。今に尙存す。此即伊勢に崇秘之大神也云云。尙神武天皇以來代々此御鏡同殿

にすませ給ひけるが、人皇十代崇神天皇の御宇、神威恐れ給ひ、天の香山の荒金を以て鏡劍を鑄あらため、温明殿にあがめ申、内侍所寶劍と名付内裏にとりめ、神代よりの鏡劍は崇神天皇六年巳丑秋九月に、御女豊鋤入姫を附奉り、大和國笠縫の邑に付て、磯城の神籬を立ていつき奉る。其後大神の教によりて、豊鋤入姫大神を戴奉り、國々によき宮所を求め給ふに、年老給ひしによりて、人皇十一代垂仁天皇御女、大倭姫命是にかはりて、美和の御諸の宮より諸國順覽ある。遷幸の次第わづらはしければ略之。



川の邊りに移し奉り、相殿には天兒屋根命太玉命ましくけり。其後外宮御鎮座の時、此二神を外宮の西相殿に定め給ふ。○正殿を巽の宮、又五十鈴の宮磯の宮とも、朝日の宮とも申奉る。

一説磯の宮は齋宮の事なり。

【玉葉】

神風や朝日の宮の宮うつし、影のどかなる世にこそありけれ

鎌倉右大臣

○内宮の事は、朝廷の義にして大内裏と云がごとし。内宮を神の朝廷と云事、【古事記】に出て、郷名を宇治といふは内の義なり。其内宮に對して豊受を外宮といふは、後世の流言にて、【延喜式】

度會元長

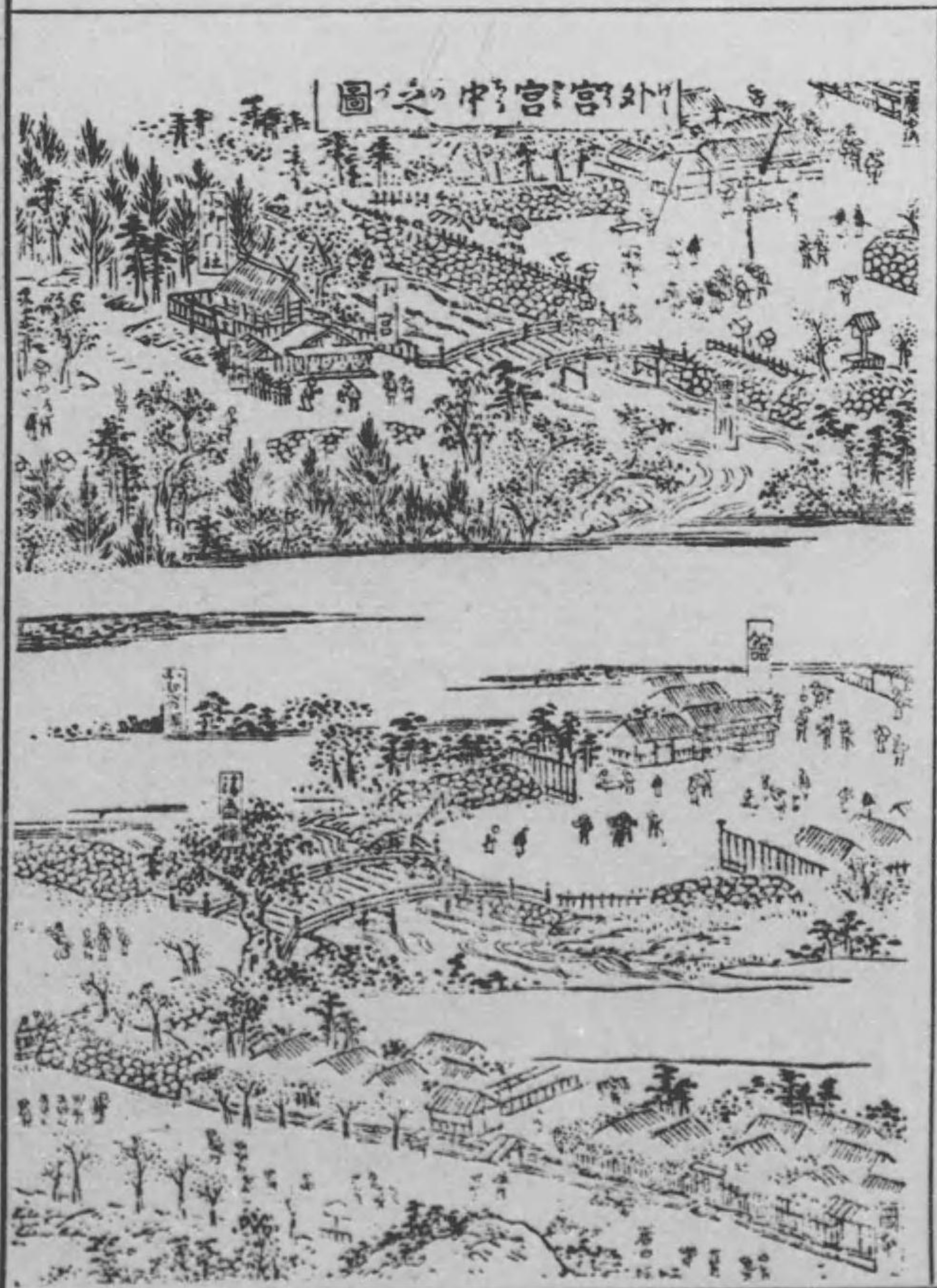
神の代の春や巽のうぢの山、都の空も今朝霞むら

○心御柱は玉座の下に齋ひ鎮め給ふ、是を天御量柱とも、天御柱とも申奉る。深秘ある事とぞ。文永二年八月十五日内宮御柱立に當り侍りければ

【續古今】

荒木田延季

宮柱立ることよひの秋の月、又幾たびかめぐりあふべき



には度會宮と云。又内宮御

鎮座の始は【日本紀】に垂仁

天皇二十六年十月祭之と

はあれども、九月十七日祭

るは古長曆と云物くりやう

有て譯有事也。

カミチ

神路山 宮城のめぐり東 一名大

南の惣號なり。

山天照山・宇治山・鷲日山と

もいふ。

鷲の日山とは、天竺靈鷲山に比したる名なれば、もとよりさるべき名にはあらで、西行の歌よりいひはじめたるなるべし。好んで呼ぶ名にはあらず。

【千載集】圓位法師 高野の山を住う

かれて後、伊勢國二見の浦の山寺に侍りけるに、大神宮の御山

をば神路山と申、大日如來の御垂跡をおもひて、

ふかく入て神路のおくを尋れば、又うへもな

さ峯の松風

【歌枕】後鳥羽院御製



かくしつゝをむかんまでもわするなよ、天照

山の秋の夜の月

百枝松

内宮御神木にて、神路山に立りと、其地詳ならず。

西行上人のすゝめ侍りける、みもすそ川の歌合、列じてつかは

しける時、

藤波もみもすそ川の末なれや、しつえをかけ

よ松の百枝に
東寶殿 西寶殿

正殿の東西にあり。仔細外宮に同じ。

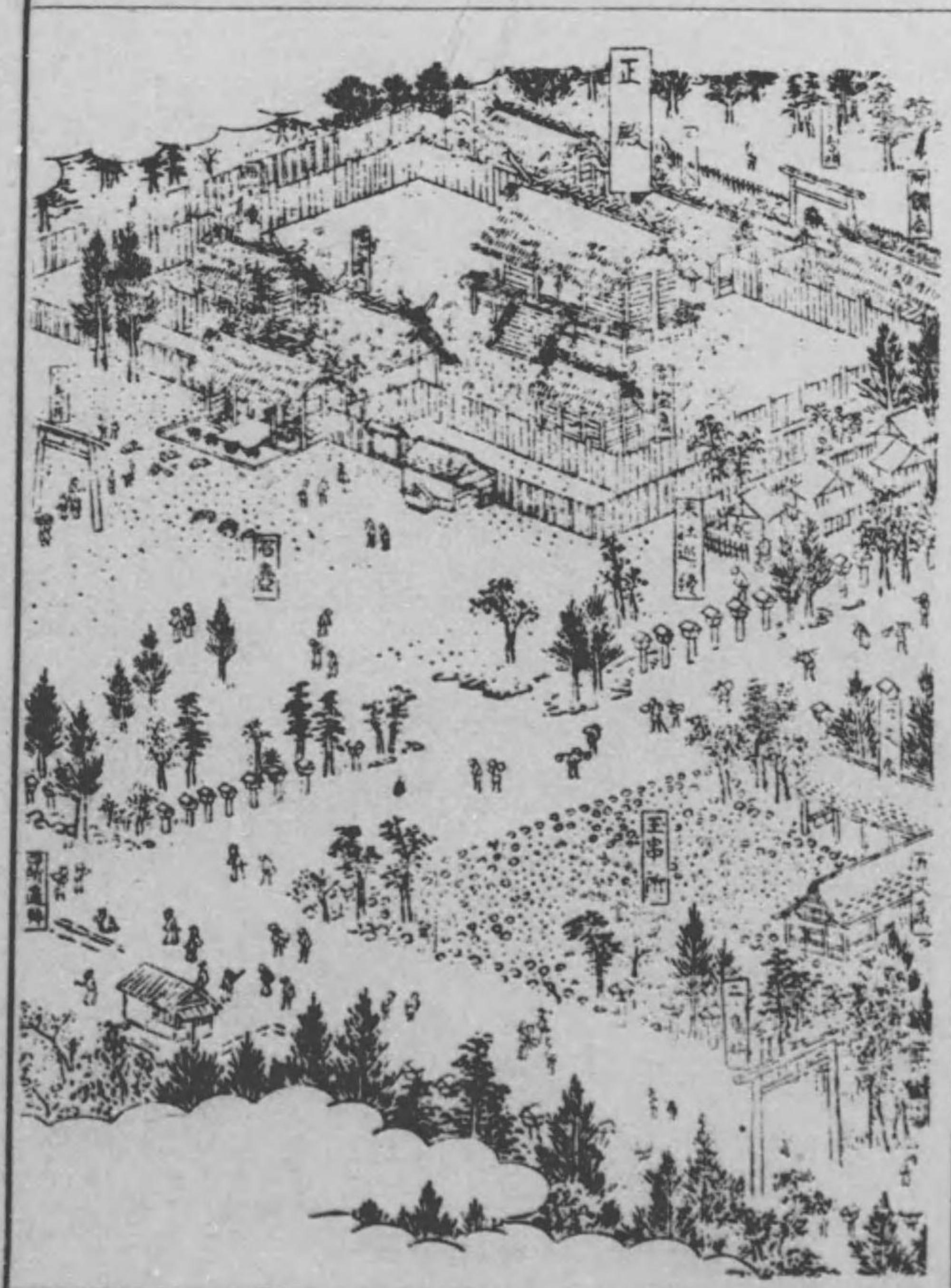
○宿衛殿

本宮の傍に有。

昔は四字有しが、當時一字を存す。番宿のともがら宿直する所なり。

八十末社 本社の御前より右へ廻ることく、遙拜所なり。其本社の在所はことごとく下に示す。

○一、射澤神社 所祭伊勢津彦命、射澤村に有。○二、多伎原神社 所祭眞名子神、本社多氣郡三瀬村にあり。○三、櫻大刀自神社 所祭櫻大刀自命、本社同郡朝熊社三座の内なり。○四、櫛田神社 所祭大若子命、本社同郡飯野郡櫛田村にあり。○五、大山祇神社 所祭大山祇命、本社同郡大山の内にあり。○六、川原神社 所祭月讀神、本社同郡佐八村にあり。○七、伊賀津知神社 所祭大山祇命、本社宮山の内にあり。○八、久具都神社 所祭久々都姫命、本社同郡久具村にあり。○九、大神御



影川神社 所祭大神御影川神、本社當郡城田郷蚊野神社内にあり。○十、久々都彦神社 所祭久々都彦命、上郡の久々都社内にあり。○十一、伊加利比女神社 所祭伊加利比女神、本社月讀宮南。○十二、宇治乃奴鬼神社 所祭高水葦原社三座の内なり。○十三、御裳濯比賣神社 所祭後媛命、上に云詳。○十四、

湯田神社 所祭雷電神、同郡湯田村に有。○十五、宮比神社 所祭大神宮御坐地邊神、本宮荒垣内乾の角に有。○十六、朝熊水神社 所祭朝熊水社三座の内なり。○十七、寒川姫神社 所祭大水の兒寒川姫命、本社多氣郡牟彌神社内にあり。○十八、荒前姫神社 所祭媛々神、志摩國安樂島崎にあり。○十九、大神御滄川神社 所祭御滄川神、當郡城田郷田邊神社内にあり。○二十、石井神社 所祭高水命、岩井田山上にあり。○廿一、八東穂神社 所祭稻置、本社地未詳神名不知。○廿二、堅田神社 所祭神名未詳、本社當郡三津村にあり。○廿三、眞名子神社 所祭眞名子神、本社多氣郡多伎原。○廿四、葦多豆神社 所祭玉移長比女命、本社在所不明、或云牛谷西竹倉と云所に小社有、葦多氏神社と雖未詳。○廿五、若虫神社 所祭若虫神、小郡磯邊村に有。○廿六、大歳神社 所祭大歳神、當郡東馬淵下東岸に有毛須社是なり。○廿七、毛受女神社 所祭未詳、社地不明、或云今在家。○廿八、宇加御魂神社 所祭倉稻魂神、葦原社三座の内なり。○廿九、大



歳御祖神社 所祭素戔鳴命、湯田神社の内にあり。○三十、大神御船神社 所祭大鳥船神、多氣郡有爾郷土羽村に有。○卅一、千依媛神社 所祭千依比女命、當郡有朽羅社なり。○卅二、棒原神社 所祭天須麻留女命、當郡有朽羅社なり。○卅三、榎原神社 所祭大水上の兒榎長姫命、社地當郡宇治郷知村にあり。○卅四、

阿波美古神社 所祭栗御子道主命須佐乎命御玉、○卅六、宇治山田神社 所祭山田姫命、○卅七、櫛玉神社 所祭櫛玉命、○卅八、矢野波々木神社 所祭大神御座地神、○卅九、大與度神社 所祭未詳、倭姫命祭之所なり、
 ○四十、園相神社 所祭大水山々古命、本社同郡、沼木郡積良に有、○四十一、大國玉比女神社 所祭大國玉姫命、本社同郡、
 ○四十二、鴨神社 所祭石巳呂別社地同郡城田郷、○四十三、江神所祭長口女命大歲御祖の命宇加の御玉命、本社同郡二見郷江村に、○四十四、牟彌神社 所祭寒命、寒川比女命、本社在多氣郡、有爾郷有爾神社牟彌相連る、○四十五、佐見津姫神社 所祭未詳、
 ○四十六、高天原神社 所祭未詳、地未詳、○四十七、子守神社 所祭粟玉、本社當郡伊氣、浦松下村に有、○四十八、久麻良比神社 所祭千依姫命、本社田邊郷原村に有、



【儀式帳】○四十九、緒吳曾神社 所祭高水上命、本社同に見ゆ、
 ○五十、葭原神社 所祭佐々津彦命大歲の兒、又號宇加屋村山中に有と云云、○五十一、鴨下神社 所祭石巳呂別命の内にあり、○五十二、鹿海神社 所祭稻依比女命、社地同郡鹿海村に有、

○五十三、長口女神社 所祭長口社江ノ神社三坐の内、○五十四、懸稅御魂神社 所祭未詳、○五十五、大山祇御祖神社 所祭大山大水社同郡、○五十六、津布良神社 所祭津布良彦命津布良姫命の神兒、本社同郡城田郷津布良村に有、○五十七、那自賣神社 所祭大水御祖命、御裳瀧姫命、岡田御裳瀧川岸に有、上に見ゆ今云山神、
 ○五十八、魚見神社 所祭月夜玉彦豐玉姫、本社同郡魚見村に有、○五十九、村田比女神社 所祭村田比女命、本社同郡、
 ○六十、川合神社 所祭細川水命、本社同郡、
 ○六十一、伊佐奈瀨神社 所祭伊非册命、本社中村西に有、長寛勅録、○六十二、國津御祖神社 所祭宇治比女命國生神兒、又田村比咩命、二坐、大土御祖社、社地長方或云同郡楠部村に有、
 ○六十三、坂手國生神社 所祭高水上命、本社同郡、
 ○六十四、新川神社 所祭新川比女命大水見社地、○六十五、大



土御祖神社 所祭大國玉命、水佐々良比古命、佐々々々江神社 所祭未詳、本社同郡、○六十七、荒前神社 所祭荒前比咩命、本社社地未詳、或云同郡松下村に有、○六十八、速川比古神社 所祭留女神兒、本社佐田國生社三、○六十九、狭田國生神社 坐の内多氣郡田丸村東に有、

所祭速川比古速川比女命、多氣郡佐田村に有。

(宮の奥) 已上六十九社本宮の東南の角に有。俗に奥のみやといふ。

西島居 是を荒垣西御門と云。天津神社○國津神社

神地祇を拜する所、鳥居の左右にあり。

本宮古殿 二十ヶ年に一度遷宮有。もとの古殿を云。興

玉拜所石壇 西面本宮の西北の角に有。興玉神と

御稻倉 興玉拜所の御稻を納る倉なり。舊は四字あり。

今は一宇残り。是を俗に御機殿と稱すれども、御政

印も此に納む。機殿といふは、

いへども、年中行事に九月十一日神事に、十日の夕に御稻の御倉におひ

て、織姫機を織事を書り。當番の飼丁毎朝水を汲て、機殿へ送るなりと

あるは此所なり。是

いかにの事にや。

一元社 御稻倉の傍にあり。

これら遙拜所なり、本社は楠部村にあり。國津神社の別名なりともいへり。裏御門 子細外宮 ○北島居荒垣の北の北瑞垣御門 ○共に外宮に同じ。此御門より荒祭の宮へ至る間、東の山中に一つの井あり。常に

清盛楠



昔小松内大臣が、この樹を伐つて、まうて清盛楠と云ふなり。此樹は、三度重なるに、秋後、新穀の、

は是を掩ふ。これ御政印を

押奉る時用る水なりとぞ。

荒祭宮 本宮の北の坂 第一の

別宮なり。所祭瀬織津姫命

又云天疎向津媛命とも申奉るなり。即本宮の荒魂

(宮高) を祭ると云。是を高宮共云。

別宮は皆萱葺にして、千木

鯉木御門御垣有。

荒祭宮の前東西の遙拜所 ○先

正面は外宮を拜す。又西北

の隅に向て月讀宮伊弉諾

宮瀧原並宮を拜し申す。次

に東南の隅を拜申すは伊雜

宮なり。次に又西北の隅を拜し申て、高宮土

宮新月讀風宮高神客神北御門社外宮攝社末社

○次に又東北の隅に向て拜し申すは、小朝熊

社前社云云。○月讀は第三の別宮宇治中村にあり。本宮より十八町。○伊弉諾は月讀の西の方に有。



伊弉諾伊弉册御同殿に、います。○瀧原は第四の別宮、所祭速秋彦命なり。並の宮は速秋津媛命なり。宮川の上野尻村にあり。伊勢志摩の國境にて、内宮より十里餘なり。伊雜の宮は志摩の國なり。御池 巡り四百八十間あり。遙拜所の石橋。○河島神社拜所瀧原附屬の社なり。

櫻宮

大道の左の所祭木花開耶姫命なり。櫻御前と小朝熊の内櫻大刀自神なり。神殿なく只櫻の木を神體と崇む。則小朝熊六坐ともに此に併せ遙拜す。

【續古今】

神風に心やすくぞまかせつる、櫻のみやの花のさかりは

○河原神社

所祭瀬織津姫命、本社野尻村に有。瀬原宮附屬の神なり。神號未詳。櫻の宮の邊にあり。

由貴殿

一殿の酒殿神酒を造る後、此二字共酒殿の院内なり。

此酒殿には天逆太刀天の逆鉾を納む。深秘の旨ありとぞ。又三祭の前、夜毎に献ずる御饌に用ゆる物を收むる院なり。由貴とは齋清む

西行

神嘗祭

るの名なり。三祭は六月・九月・十二月の神事なり。朝廷遙拜所 由貴殿の傍櫻宮の西の石壇なり。帝を拜し奉る所なり。子良館 二の鳥居に入て右の方風宮橋の前にあり。子良物忌父子の宿館なり。子細外宮に同じ。

附言 慶長十二年國母より、内宮子良の館に貝おほひ桶一具を賜る事あり。今に彼館に有。其貝桶の蓋のうち、双方色紙ありて、其詞云、

神風やみもすそ川のしめのうち、子良の子といふ者あり。朝夕の神つかへの外のつれなくもなぐさむべき、かの所のもてあそびものにとて、かたじけなくも國母仙院より、貝桶をくだし給はる。彼大中臣輔弘がまきえに見ゆる、松のむら立と詠じけんも、所からこのためにやとおもひあはせられ、左右にわからたるうらの名の、二見もこの桶によせあるにや。おほせをうけ給りて、ことよしをいさゝかするし付るになん。

真慈親王應千勅書

かたしのふたには

伊勢の國二見の浦にてよめり

大中臣輔弘

玉くしけふたみの浦の貝しけみ、まきえに見ゆる松のむら立

五十鈴川橋 長七間俗に風の宮の橋といふ。左のかたに架橋有。僧尼のわたる所なり。橋の前後に

鳥井あり。擬寶珠は、造營毎に新に製す。然るに南西の角ばかりは、改むる事なし。これに明應七年の年號あり。

僧尼拜所 五十鈴川を隔て、木子細外宮に同じ。風の宮 五十鈴川橋をわたりて右の方の内にあり。内宮第七の別宮。子細外宮に

伊勢參宮名所圖會卷之上

勢州度會郡

五十鈴川橋

僧尼拜所

風宮

一九一

河合社 瀧宮石壇の南河所祭細川水神。【儀式帳】名

社十二所の内にて、御遷宮の時神寶を清め奉る

所なり。右是までの順に參詣する人は、これより一の鳥居に

出で、禰宜の宿館の横道より、御厩に至るなり。又

風の宮のほしを渡り、直に本道へ出る人は、子良の館

の北の方、並木のさくらある道を行て、御厩にいたる。

御厩 古は内外の御厩二所に有しとかや。神

馬いにしへは朝廷より進らせらる。近代中絶

して、今は尾張家よりと、久野家よりと交代に

進らせらるゝなり。昔は御馬飼内人として有。位の職掌

丁斗、此頃御馬飼内人再興ありしとぞ。今は御

高倉殿 御厩の後、御遷宮の時、古き御船代御神寶な

どの朽損したるを、收め奉られし御倉の跡なり。

山神社 宇治橋の東、祭神大山祇命。此所を石井田

山といふ。鳥居數多立並べり。又傍に子安の神

社あり。木花開耶姫を祭る。此邊俗家館を販く、

美味名産なり。

石井神社 石井田山 此を巖の社とも云。【儀式帳】

名社十五所の内なり。祭神未社の

荒木田氏社 此所にあり、舊は田邊郷に有しなり。近年田邊舊跡に社成れ

り。又此傍に守武社あり。

荒木田の祖神は天見通命を祭と云。守武も此神の裔なる故に、

守武靈神を此宮居にとめしにや。

○守武神主は、大永天文の比、内宮の長官荒木

田氏にして、歌人なり。さらに連歌の式をはじ

む。獨吟の千句、世中百首の狂歌あり。宇治の

郷に辭世の眞筆を傳へり。

朝貌にけふは見ゆらん我世かな

一編 宜守武

神路山我さしかたも行すえも、みねのまつ風

天文十八年八月九日

元日や神代のこともおもはるゝ

伊勢參宮名所圖會卷之上終

大正四年六月五日印刷
大正四年六月十日發行

大日本地誌大系第四冊 (非賣品)

伊勢參宮名所圖會卷之上

日本歴史地理學會校訂

編輯兼發行者 蘆田伊人

東京市小石川區表町百九番地

印刷者 島連太郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三秀舎

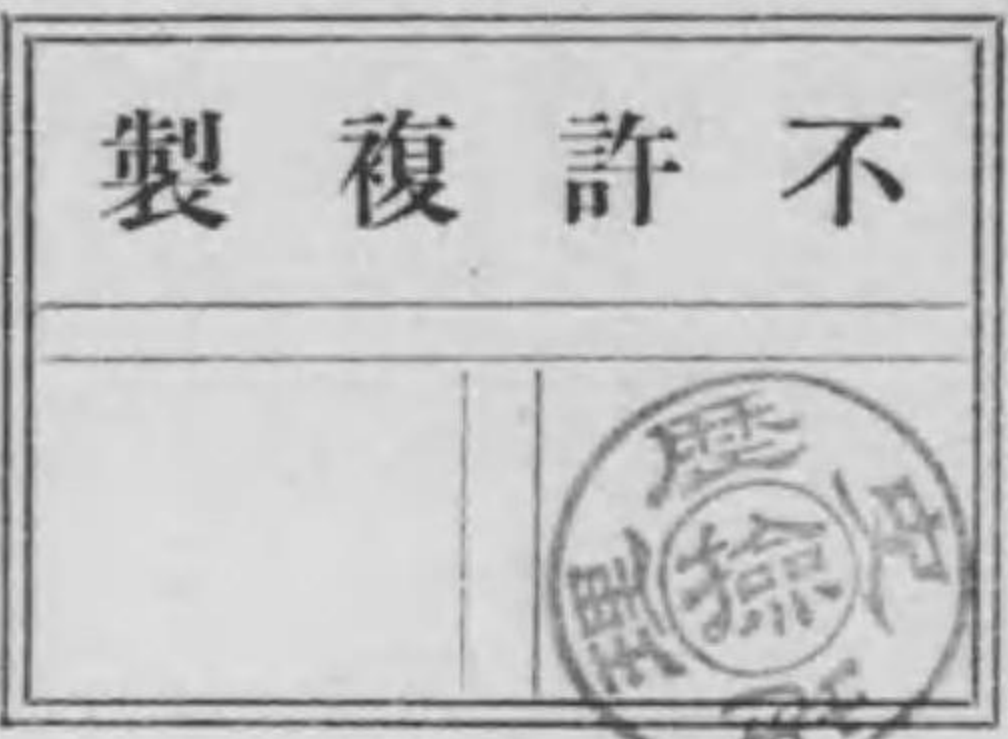
東京市神田區美土代町二丁目一番地

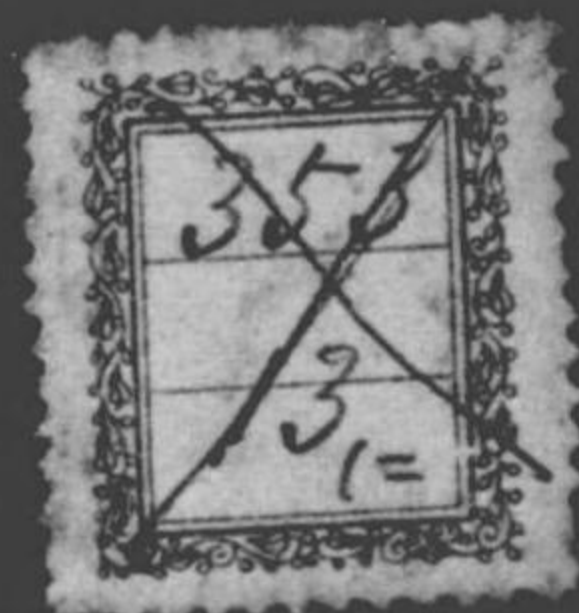
東京市小石川區表町百九番地

發行所

大日本地誌大系刊行會

振替口座東京二八七六二番





終